

2020年6月16日 学務部

学生生活・授業等における新型コロナウイルス感染防止対策（第8報）

（6月19日～適用）

5月25日に新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国で解除されて以降、「新しい生活様式」を取り入れながら段階的に様々な社会経済活動が動き出しています。また、6月19日には国内の移動制限が解除される見込みとなっています。

しかし、新型コロナウイルス感染症が終息した訳ではありませんので、引き続き感染予防対策を継続すること等、感染拡大防止のため自覚ある行動を取ってください。

なお、今後の状況によっては安全確保と感染拡大防止のため、大学行事・授業日程の変更や臨時休業等の措置を講ずる場合があります。大学ホームページや Universal Passport で情報発信しますので、こまめに確認してください。

1. 健康管理について

(1) 毎日2回（朝・夕）、体温を測って自分の健康状態を「[健康記録簿](#)」に記録してください。発熱・咳等の風邪の症状がみられる場合は、大学に登校しないで自宅で療養してください。

- ① 体温計は各自で準備すること、もし通学前に検温を忘れた場合は大学保健室から体温計を借りて測ること
- ② (1)により授業を欠席する時は科目担当教員へ連絡すること、また学生課には「[健康記録簿](#)」をメールで提出すること

学生課 Tel:0178-25-8027、e-mail : gakusei@hi-tech.ac.jp

(2) 次の症状のいずれかが現れた場合は、直接医療機関には行かず学生課に相談し、指示を仰いでください。また夜間や休日の場合には、[帰国者・接触者相談センター](#)に電話で相談してください。

- ① 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
※基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合
- ② 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者をはじめ、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など))がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- ③ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

○[帰国者・接触者相談センター](#)

八戸市に住所がある場合

平日（8：15～17：00） Tel:0178-43-2291

休日・夜間 Tel:0178-43-2111

階上町に住所がある場合

Tel:0178-27-5111

（3）症状の有無にかかわらず、次に該当する場合も、学生課に相談し、指示を仰いでください。

- ①新型コロナウイルス感染症と確定した者と濃厚接触した
- ②新型コロナウイルス感染症の疑いがある者の気道分泌液、体液、糞便等の汚染物質に触った、それらの処理作業に携わった、あるいは、それらの近くにいた
- ③新型コロナウイルス感染症の疑いがある者を看護・介護した、あるいは同居した

（4）自分の免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事に努めるとともに、規則正しい生活習慣を心がけてください。

2. 感染のリスクへの対応について

（1）こまめな手洗い・アルコール消毒や咳エチケットを徹底してください。

- ・大学への登校時や人と接する場面ではマスクを着用すること
※現在、市販の使い捨てマスクが不足していますので、手作りマスク（ハンカチマスク）の作り方（下記 URL）を確認すること
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html
- ・こまめな手洗い・アルコール消毒を励行すること
- ・テーブルやドアノブ等に触った手で自分の口、鼻、目に触れない

（2）換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話、の3つの条件が重なることを回避するよう徹底してください。

- ・1時間ごとに5～10分を目安とした室内の換気
※室温が維持できない場合があるので、服装に注意すること
- ・室内での着席時や行動時に学生の間隔を適度に空ける
- ・近距離での会話や発声する場合はマスクを着用する

（3）学生等の手がよく触れる場所（ドアノブや手摺、開閉ドア、スイッチ、トイレ等）の環境衛生を良好に保ってください。

- ・消毒用アルコールで消毒する（1日1回以上）
- ・実験・実習等の授業で共同利用する機材・器具についても適宜消毒する
- ・消毒液として希釈した次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）を使用するときは後述の参考資料を参考にすること

(4) バス等の公共交通機関や多人数での自家用車による通学(移動)は感染リスクが高まる場合があります。特に交通機関内では手指が汚染されているものと考え、飲食や目・鼻・口を触ることは避けましょう。マスクを着用する、手洗いをこまめに行う、なるべく人が少ない時間帯に通学(移動)する等の感染予防に努めてください。

(5) 現在、感染リスクのさらなる低減、さらに感染拡大の第2波等によって再び臨時休業措置が取られた場合の学修機会の確保を目的とし、インターネットを利用した遠隔授業の導入も検討しています。また、可能な一部の科目から遠隔授業の導入が進められています。その場合、自宅等においてインターネット環境(Wi-Fi等)の整備とパソコン等の準備を可能な範囲でお願いすることになります。

3. 出席停止学生への対応について

(1) 感染が判明した学生、または感染者との濃厚接触者に特定された学生は、出席停止の措置とします。前者の出席停止の期間は、医師の診断による治癒証明書が提出されるまでの期間とします。後者の出席停止期間は、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間とします。

- ・医療的ケアが日常的に必要な学生、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等))のある学生の感染予防(出席停止等)については個別に検討しますので学生課に申し出る事

(2) 出席停止となった学生は、科目担当教員の指導により欠席した授業の内容および欠席日数(時間)に応じた自宅学習を行います。定期試験あるいは再試験期間に出席停止となった学生は後日、追試験を行います。

- ・出席停止期間中に特に症状がない場合は、メール等で科目担当教員と連絡を取り自宅学習の内容・進め方等について指導を受けること
- ・科目によってはインターネットによる遠隔授業を行う場合もあるので担当教員の指示に従うこと
- ・原則として自宅学習における課題等の完了をもって特別欠席の扱いとする

(3) 感染により出席停止となった学生は「[感染症罹患届](#)」、濃厚接触者として特定され出席停止となった学生は「[濃厚接触者特定届](#)」を登校後に必ず学生課へ提出してください。なお、濃厚接触者として特定され出席停止となった学生は、その期間中の健康状態を「[健康記録簿](#)」により学生課へメールで報告してください。

4. 部活・サークル等の課外活動、研究室等について

(1) 部活・サークル等の課外活動は、地域の感染状況等も踏まえ、「2. 感染のリスクへの対応について」に十分配慮しながら、実施内容や方法を工夫して「課外活動計画書」を学生課に提出したうえで実施してください。特に屋内で実施する課外活動については、顧問や

コーチと計画を練ったうえで感染予防を徹底してください。なお、屋内外を問わず感染予防が実施できない活動は自粛してください。

(2) 体育館は開放します(学外者に対しては除く)。なお、トレーニングルームは、準備と管理の目処が立ち次第開放予定です。

(3) 学内の研究室での研究活動は、感染予防を徹底して実施してください。

(4) 学生主催のイベントについては、「2. 感染のリスクへの対応について」に留意し、感染予防に努めること。記載した感染予防策が確保できない場合は、原則として中止してください。

(5) アルバイトは、感染予防ができる場合のみ実施可とします。

(6) 複数人での会話をともなう飲食は、三密を避け、できるだけ短時間の会合とする等の感染予防を徹底してください。また、飲食時以外は可能な限りマスクを着用すること、特に食器の共用・回し飲みなど感染リスクを高める行為は慎んでください。

5. 国内移動について

(1) 都道府県をまたいだ移動(帰省を含む)を可能とします。移動中は十分な感染予防に努めること。ただし、新規感染者が持続的に発生している地区への移動・滞在は自粛してください。

(2) 帰宅後2週間は、健康状態を経過観察してください。なお、経過観察期間中に感染が疑われる症状が出た場合は、「1. (2)」に従うとともに、学生課へ報告して指示を受けてください。

6. 就職活動について

(1) 都道府県をまたいだ移動を可能とします。移動中は十分な感染予防に努めること。また、新規感染者が持続的に発生している地区での活動は特に注意してください。

(2) 就職活動にあたっては以下の通りとします。

① 学科の就職担当教員に受験先・移動先を報告すること。

② 移動中は、行動履歴・健康状態を記録し、体調が不良の場合は、決して無理をせず必ず先方に連絡して延期または中止する。また、就職活動終了後は不要な立ち寄りなどは控え、用件のみにて帰宅する。

7. 海外渡航について

(1) 全ての海外渡航を原則禁止します。

外務省ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(2) やむを得ず海外渡航する際には(私用の場合でも)「渡航届」を学生課に提出してください。コロナウイルス感染症の発生地域の有無を問わず、必ず提出してください。帰国後は下記「(3)」に従ってください。

(3) 帰国後は以下のことに気をつけてください。

- ①帰国・入国後 2 週間は、入念に体調の観察を行うこと、その間に記録した「**健康記録簿**」を学生課に提出すること
- ②帰国した方は、2 週間は授業、研究室、部活動、アルバイト等への参加はせず自宅待機し、外出は極力控えること
- ③2 週間以内に発熱・咳等の症状が出た場合には「1. (2)」に従い対応すること

8. 相談窓口

健康および学生生活について不安のある学生は気軽に学生課まで相談してください。

9. その他

下記ハンドブックには新型コロナウイルス感染症に関する基本的な知識や予防対策が分かりやすくまとめられています。YouTube 動画もありますので一度ご覧ください。

参考資料：新型コロナウイルス感染症 市民向け感染予防ハンドブック [第 2.2 版]、東北医科薬科大学病院、2020 年 4 月

※同ハンドブックの公開 HP：

<http://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/info/information/2326/>

また、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報がインターネットや SNS 等で流れておりますが、その中には、事実と異なる情報が混ざっています。学生の皆さんは冷静な対応を心がけ、根拠のない情報に惑わされることのないようご注意ください。

なお、改めていうまでもありませんが感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものです。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、偏見や差別につながるような行動は厳に慎んでください。

以上